

大安協発 第2-50号

令和2年8月12日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

会 長 武 内 幸 祐



高圧ガス設備点検等作業時の事故防止について(依頼)

拝 啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般別紙の通り、標記に関し令和2年8月12日付にて、保安3法事務連携機構
おおさかより周知依頼がありましたので、連絡いたします。

敬 具

令和2年8月12日

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
会長 武内 幸祐 様

保安3法事務連携機構おおさか
代表 城戸 秀行

高圧ガス設備点検等作業時の事故防止について（御依頼）

残暑の候、貴協会におかれましては、益々御隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防・保安行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年5月14日、三重県において、高圧ガス貯槽の開放作業中に1名の方が酸欠となり亡くなられる事故が発生しました。

経済産業省からの情報では、本事案は、法定検査に係る高圧ガス貯槽の開放作業において、作業員（現場責任者の立場にあり作業に熟練した方）がマンホールの開放直後に窒素雰囲気下の貯槽内へ入槽したため、被害に遭われたものでした。

貴協会々員事業者の皆様方におかれましては、適切に高圧ガス設備点検等の作業に従事していただいているところと存じますが、作業に熟練した方であっても、その危険性を十分に認識したうえで作業計画に従って作業し、また、作業に危険性や違和感がある場合は作業員相互に声掛けするなど、安全管理には一層注意していただきますよう再度御周知のほどよろしく願いいたします。

経済産業省 HP：[作業員による事故防止について（注意喚起）](#)

担当 保安3法事務連携機構おおさか事務局【堀内・武田】
（大阪市消防局予防部規制課内）

所在地 〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

電話 06-4393-6265

FAX 06-4393-4580

メール pa0032@city.osaka.lg.jp



作業員による事故防止について (注意喚起)

本件の概要

2020年8月6日
経済産業省

令和2年5月14日、三重県において、法定検査における貯槽開放作業中に1名が死亡される事故が発生しました。

この事故は、高圧ガス設備である貯蔵タンクの法定検査における貯槽開放作業中に、協力会社の現場責任者が、マンホール開放直後に、作業を予定していない窒素雰囲気下の貯槽内部に、許可を得ず自ら入槽し、酸欠により罹災されたものです。

罹災者は、熟練した作業員であり、かつ、現場責任者の立場にあり、事前に危害発生リスクを十分認識していたと考えられる方でした。このため、事業者の皆様におかれましては、熟練した作業員の方であっても、こうした事故が発生するリスクがあることを踏まえ、作業を行うにあたっては、あらためて、作業の危険性を十分に認識し、常に念頭におくとともに、作業計画に従って作業すること、また、作業に危険性や違和感を感じた場合は、周囲からも声がけするなど、安全管理に一層注意していただきますようお願いいたします。

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室
メール：koatsu-gas@meti.go.jp